

受付番号

「受付番号」欄には記入しないでください。

## 高松市空き家相談員相談業務申込書

申込日 令和 年 月 日

相談者氏名		所有者との関係	
住 所			
連絡先 (TEL)	- -		

連絡先 (電話番号) は、日中でも連絡可能な番号をご記入ください。

### ○相談する空き家について

所在地	高松市
種 別	戸建 ・ 共同住宅 (マンション等) ・ その他 (例 店舗等 )
構 造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ( )
階 数	階建
建築時期	年頃 ※1
空き家となった時期	年頃 ※1
これまでの相談実績	これまで、この空き家について不動産業者等と相談したことがありますか。 ない ・ 現在相談中 ・ 過去に相談したことがある

※1 正確な時期が分からない場合は、分かる範囲でおおよその時期をご記入ください。

### ○相談を希望する空き家相談員 (必ず第3希望までご記入ください。)

	相談員番号※2	相談員氏名
第1希望		
第2希望		
第3希望		

※2 相談員番号は、高松市空き家相談員名簿でご確認ください。

### ○相談したい内容

<p><b>項目を選択してください。(複数可)</b></p> <p>空き家の売却 ・ 空き家の賃貸 ・ 空き家の日常的な管理 ・ 空き家の解体          空き家の修繕 ・ 空き家を解体し、跡地を売却 ・ 空き家を修繕し、賃貸          その他 ( )</p>
<p>相談される空き家について、現在、問題とお考えのことを簡単にご記入ください。</p>
<p><b>希望する相談員との相談方法を選択してください。</b></p> <p>電話相談 ・ 現地で相談 ・ 特に希望はない          その他 ( )</p>

私は、相談を希望する空き家相談員に対して、この申込書を提供することに同意します。

(署名)

## 高松市空き家相談員をご利用時の注意事項

ご提出いただいた高松市空き家相談員相談業務申込書は、相談を希望された空き家相談員へ提供します。

空き家に関する相談時に空き家相談員が知り得た個人情報、高松市と空き家相談員が所属する不動産取引業者団体との間で締結された高松市空き家の利活用等に関する相談業務等協定に基づき、適切に保護されます。

空き家相談員への相談は、原則、無料です。

したがって、相談の範囲を超えた有償業務の提供ではありません。

また、空き家相談員への相談時には、権利書、登記簿謄本、固定資産税納税通知書等の関係書類を御準備いただく場合があります。

その際、登記簿謄本等の関係書類の取得等に必要経費がかかる場合があります。

空き家相談員制度は、相談者が依頼し、空き家相談員から有償となる旨の説明に同意した上で、空き家相談員又は空き家相談員が紹介する関係事業者と有償業務提供の契約を妨げるものではありません。

ただし、それにより空き家相談員制度の利用は終了となり、以後は、自己の責任において、民間事業者から有償業務の提供を受けることとなります。

有償業務の契約を締結する際は、空き家相談員が市へ提出する報告書を確認の上、所定の欄にご署名ください。